## 告 示

## 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第七号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

境課及び埼玉県本庄県土整備事務所におい その関係図面は、 令和七年十一月二十一日から三十日間埼玉県県 て一般の縦覧に供する。 土整備部道路環

令和七年十一月二十一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 酒 井 敦 司

県道花園本庄線	路線名
分に限る。) 安に、関係図面に表示する部の同市北堀字田端一三一番一一地先の同市北堀字田端一三一番一一地先の同市北堀字田端一三十番二地先か	供用開始の区間
令和七年十一月二十一日	供用開始の期日
令和二年五月十二日付け埼 告示第五号で告示した道路 告示第五号で告示した道路 ある。延長六五・一七メート	備考